

鑑の史書

—『日本書紀』『雄略紀』と『隋書』『高祖紀』の比較から—

はじめに

周知の通り、『日本書紀』『雄略紀』二十三年条の遺詔は、『隋書』『高祖紀』の遺詔を出典としている。従来、この遺詔は「借り物」という性質ゆえ、ほとんど精査されてこなかった。この状況に突破点を与えたのが、榎本福寿氏の論である。榎本論は、雄略遺詔と「雄略紀」各記事の対応関係を検討し、雄略の治世の総括として当該遺詔があることを指摘した。逆に言えば、雄略治世の総括たる遺詔からこそ、「雄略紀」各記事の整合的な読解が果たされるという見解である。これは、雄略の遺詔が単なる潤色・文飾ではなく、実意を込めて雄略天皇を語ろうとしている部分であることを指摘するものであった。

本論では、もう一步踏み込んだ考えを示してみたい。すなわち、三三〇字のほとんどを『隋書』『高祖紀』に依拠している「雄略紀」は、何らかの形で雄略を高祖に準えている可能性があるのではないか、そして、雄略と高祖は対比的に描かれているのではないか、ということである。これを『隋書』『高祖紀』との比較から検証することが本論の狙いである。

一、問題の所在

まずは、『日本書紀』『雄略紀』の当該部分と、『隋書』『高祖紀』を掲出しておこう。

▼『日本書紀』『雄略紀』

秋七月辛丑朔、天皇寢疾不預。

詔、賞罰支度、事無巨細、並付皇太子。

八月庚午朔丙子、天皇疾彌甚。与百寮辞訣、並握手歎。

崩于大殿。

遺詔於大伴室屋大連与東漢掬直曰、

方今区宇一家、煙火万里。百姓乂安、四夷賓服。此又天意、

欲寧区夏。所以小心勵己、日慎一日、

蓋為百姓一故也。臣連伴造、每日朝參、国司郡司、隨時

朝集。何不罄竭心府、誠勅懇懃。義乃君臣、情兼父子。

庶藉臣連智力、内外欽心、欲令普天之下、永保安樂。

不謂、遵疾彌留、至於大漸。此乃人生常分。何足言及。

山田純

但^A朝野衣冠、未^レ得^二鮮麗^一。教化政刑、猶未^レ尽善。興^レ言念^レ此、唯以留^レ恨。今年踰^二若干^一、不^レ復称^レ天。筋力精神、一時勞竭。如^レ此之事、本非^レ為^レ身。止欲^レ安^二養百姓^一。所以致^レ此。人生子孫、誰不^レ属^レ念。既為^二天下^一、事須^レ割情。今星川王、心懷^二悖惡^一、行闕^二友于^一。

古人有^レ言、知^レ臣莫^レ若^二君^一、知^レ子莫^レ若^二父^一。綱使星川得^レ志、共治^二国家^一、必当^レ戮辱遍^二於^レ臣連^一、酷毒流^中於^レ民庶^上。夫惡子孫、已為^二百姓^一所^レ憚。好子孫、足^レ堪^レ負^二荷大業^一。此雖^二朕家事^一、理不^レ容^レ隱。^A大連等^レ民部広大、充^レ盈於^レ国。皇太子、地居^二儲君上嗣^一、仁孝著聞。以^二其行業^一、堪^レ成^二朕志^一。以此共治^二天下^一、朕雖^レ瞑目、何所^二復恨^一。

〔一本云、星川王、腹惡心兇、天下著聞。不幸朕崩之後、当^レ害^二皇太子^一。汝等民部甚多、努力相助。勿^レ令^二侮慢^一也。〕

▼「隋書」〔高祖（文帝）紀〕

乙丑、詔賞罰支度、事無^二巨細^一、並付^二皇太子^上。甲辰、上以^二疾甚^一、臥^二於仁壽宮^一、与^二百僚^一辭訣、並握^レ手歎歎。丁未、崩^二於大宝殿^一。時年六十四。

遺詔曰、

「方今区宇一家、煙火万里、百姓乂安、四夷賓服、豈是人功、実乃天意。朕惟夙夜祇懼、將^レ所^二以上嗣^一明靈、是以小心勵^レ己、日慎^二一日^一」（仁壽三年七月条（挙賢良の詔））。

蓋為^二百姓^一之故也。^A王公卿士、毎日闕庭、刺史以下、三時朝集、何嘗不^レ罄^二竭心府^一、誠^中勅殷勤^上。義乃君臣、情兼^二父子^一。庶藉^二百僚智力^一、万国歛^レ心、欲^レ令^レ率土之人、永得^二安樂^一。不^レ謂^二遺疾彌留^一、至^二於大漸^一。此乃人生常分、何足^二言及^一。但^A四海百姓、衣食不^レ豊、教化政刑、猶未^レ尽善、興^レ言念^レ此、唯以留^レ恨。朕今年踰^二六十一^一、不^レ復称^レ天、但筋力精神、一時勞竭。如^レ此之事、本非^レ為^レ身、止欲^レ安^二養百姓^一、所以致^レ此。人生子孫、誰不^レ愛^レ念、既為^二天下^一、事須^レ割情。勇及秀等、並懷^二悖惡^一、既知^二無^レ臣子之心^一、所以廢黜^一。

古人有^レ言、知^レ臣莫^レ若^二於君^一、知^レ子莫^レ若^二於父^一。若^レ令^二勇秀得^レ志、共治^二家國^一、必当^レ戮辱遍^二於^レ公卿^一、酷毒流^中於^レ人庶^上。今惡子孫、已為^二百姓^一黜屏、好子孫、足^レ堪^レ負^二荷大業^一。此雖^二朕家事^一、理不^レ容^レ隱、^A前对^二文武侍衛^一、具^レ已^二論述^一。皇太子広、地居^二上嗣^一、仁孝著聞、以^二其行業^一、堪^レ成^二朕志^一。^A但令^二内外群官、同心戮力^一、以此共治^二天下^一、朕雖^レ瞑目、何所^二復恨^一。

以上、雄略が発したという設定をもつ遺詔は、およそ三二〇字のほとんどが、隋文帝（高祖）の遺詔と重なることが確認できよう。ただし、わずかだが違いもある。以下、前掲榎本論を参考にして、「雄略紀」と「高祖紀」の違いを確認していこう。まず、傍線部A群については、「日本の制度との整合性を考慮」して改変された部分である。ただし、これは日本の制度に則っ

て改変されているというより、「実態」としてあるかのよう
 「歴史」を虚構していく「雄略紀」遺詔の姿があると見るべき
 である。そこには、雄略天皇の「歴史」について語ろうとする「雄
 略紀」の姿が認められるのであり、決して遺詔が内容皆無の潤
 色や文飾ではないのだということが指摘できるのである。

次いで、二重傍線部の違いが問題となろう。「雄略紀」は「星
 川皇子」を「悪」と規定して排除する。その上で次代清寧天皇
 として即位したのは皇太子「白髮皇子」であった。一方、「高祖紀」
 は「楊勇・楊秀」を「悪」と規定し、結果として皇太子「楊広」
 が即位した。隋の煬帝である。周知のごとく、隋を滅亡させた
 第二代皇帝である。今、表にして比較してみよう。

	「雄略紀」	「高祖紀」
「悪」	星川皇子	楊勇・楊秀
「善」	皇太子「白髮皇子」	皇太子「楊広」
結果	白髮皇子即位(清寧)	楊広即位(煬帝)

両者の遺詔には、将来を心配した文言が盛られているが、「雄
 略紀」の場合、遺詔通りに星川皇子が反乱し、燔殺されたこと
 する。そして、白髮皇子が即位して清寧天皇になるのである。こ
 れに対して、高祖は後継者煬帝を指名するが、この煬帝は天下
 を喪失し、隋は滅亡するのである。すなわち、高祖の選定した
 後継者は随の滅亡を導き、対して雄略のそれは滅亡の将来を導
 かなかつたのである。

以上のように、二重傍線部の互いに関わりのある部分是对比
 関係となっており、大きな違いがある。すなわち、高祖は後継
 者選定に失敗した皇帝なのであり、雄略は後継者選定を誤らな
 かつた―正しく後継者を選び出すことができた―天皇として、
 描かれているのである。

従来この「高祖紀」と「雄略紀」の重大な違いの内実につい
 ては、触れられてこなかった。この違いは、皇統の継承、ある
 いは天下喪失の原因などに対応していく重大な箇所であり、皇
 統や天下といった『日本書紀』の主題に関わる大きな問題なの
 である。

以下、さらに具体的に比較検討してみよう。

まずは、『隋書』「高祖紀上」の流れに沿って、高祖と皇子た
 ちの関係を確認しておこう。

開皇元年二月丙寅…王太子勇為皇太子。

開皇元年二月乙亥…皇子鷹門公広為晋王、

「勇」が「皇太子」となったことが示される。一方、後に煬
 帝となる「広」は、まず晋王に叙される。すなわち、当初の皇
 太子は長男「勇」であり、第二子「広」は「晋王」であること
 を確認しておこう。

やがて、南北分裂を終結させる「陳」討伐に至ると、「広」
 は陳討伐軍の総帥となる。

開皇八年冬十月甲子…合総管九十、兵五十一万八千、

皆受晋王節度。

開皇九年夏四月乙巳…三軍凱入、獻俘於太廟。拜晋

王広為太尉。

黄巾の乱以来、四〇〇年にわたって分断されていた南北が統一されたのである。その大業の勲功筆頭が「晋王広」だということなのである。この「広」が、新たに皇太子として指名されるのである。

(開皇二十年)冬十月己未、太白昼見。乙丑、皇太子勇及諸子並廢為庶人。殺柱国太平県公史万歳。己巳、殺左衛大將軍・五原郡公元冨。十一月戊子、天下地震、京師大風雪。以晋王広為皇太子。十二月戊午、詔東宮官屬不得稱臣於皇太子。

もとの皇太子「勇」を廢して、新たに「広」を皇太子とした。そして、高祖が崩御し、楊広は即位して隋第二代皇帝になるのである。そして周知のごとく、隋は滅亡するのである。「煬帝」が中国史上希に見る悪帝であったことは有名であり、『隋書』煬帝紀下の「史臣曰条」も徹底して批判していくのである。

自肇有書契、以迄于茲、宇宙崩離、生靈塗炭、喪身滅國、未有若斯之甚也。

すなわち、有史以来の最悪の皇帝であると述べられているのである。高祖の後継者選定は、最悪の結果を招いたのであった。『日本書紀』編述者は、当然のごとく『隋書』を閲覧しており、その上で「雄略紀」の典故として選択しているのである。そして、雄略は最悪の選択をしなかった、という違いを創出しているのである。すなわち、雄略の遺詔は、かつて行われた隋高祖の最悪の選択部分を改変し、煬帝のような後継者選定の失敗を繰り返さず、むしろ星川皇子の反乱を予見したという、「優れた雄略」の遺詔に作り替え、それが「歴史」であると描くのである。

以上を鑑みれば、『日本書紀』が高祖遺詔を下敷きとして「雄略紀」遺詔を構成しつつ、高祖とは異なる部分を敢えて設定することで、何かを「雄略紀」において表現しようとしている可能性が見えてこよう。すなわち、雄略を高祖に準じて描きつつ、違いを設定することで、ある一定の雄略天皇像を構築しようとしているのではないか、ということである。それは皇太子選定という皇統に関わる問題であり、隋の天下喪失を踏まえるという文脈では天下に関わる内容である。どちらも『日本書紀』の主題と密接に関わる部分の改変なのである。

二、両極端な皇帝・両極端な皇后

「雄略紀」が雄略遺詔の典故表現を通して、雄略と高祖を対比させているのであれば、両者の性質を比較する必要がある。まずは、『隋書』高祖紀において高祖(文帝・楊堅)はどのような人物として評されているのかを確認しておこう。

①上性嚴重、有威容、外質木而内明敏、有大略。初、得政之始、群情不附、諸子幼弱、内有三六王之謀、外致三方之乱。握強兵、居重鎮者、皆周之旧臣。上推以赤心、各展其用、不踰朞月、克定三辺。②未及二十年、平四海。薄賦歛、輕刑罰、内修制度、外撫戎夷。每旦聽朝、日昃忘倦、居处服玩、務存節儉、令行禁止、上下化之。開皇・仁寿之間、丈夫不衣綾綺、而無金玉之飾、常服率多布帛、裝帶不過下銅鉄骨角而已。③雖蓄於財、至於賞賜有功、亦無所愛吝。乘輿四出、路逢上表者、則駐

馬親自臨問。或潛遣行人採聽風俗、吏治得失、人間疾苦、無不留意。嘗遇閔中饑、遣左右視百姓所食、有得豆腐雜糠而奏之者、上流涕以示群臣、深自咎責、為之撤膳不御酒肉者殆將一朞。及東拜太山、関中戸口就食洛陽者、道路相屬。上勅斥候、不得驅逼、男女參厨於仗衛之間。逢扶老携幼者、輒引馬避之、慰勉而去。至艱險之處、見負擔者、遽令左右扶助之。其有將士戰沒、必加優賞、仍令使者就家勞問。自強不息、朝夕孜孜、人庶殷繁、帑藏充美、雖未臻於至治、亦足稱近代之良主。〔高祖紀下〕仁壽四年条。

まずは高祖の長所についての記述である。傍線部の概略を以下に示そう。

- ① 質朴だが頭が良く、壮大な策略を秘めていた。
- ② (皇帝の外戚という理由で)北周の政治の中樞について十年、遂に天下統一を果たした。
- ③ たいへんな儉約家だったが、褒賞を惜しむことはなかった。
- ④ (常に全国に臣下を送って)人々が苦しんでいれば、必ず留意した。
- ⑤ 中国が統一して、問題は山積していたが、まずは近代の名君と称讚してよい。

次に短所について示された部分である。

然天性沈猜、素無學術、好為小數、不達大体、故忠臣義士莫得尽心竭辭。其草創元勳及有功諸將、誅夷罪退、罕有存者。又不悅詩書、廢除學校、

唯婦言是用、廢黜諸子。逮于暮年、持法尤峻、喜怒不常、過於殺戮。嘗令左右送西域朝貢使出中玉門関上、其所經之處、或受牧宰小物饋遺鸚鵡・麋皮・馬鞭之屬、上聞而大怒。又詣武庫、見署中無穢不治、於是執武庫令及諸受遺者、出開遠門外、親自臨決、死者數十人。又往往潛令人路遺令史府史、有受者必死、無所寬貸。議者以此少之(仁壽四年条)。

⑥ 生まれつき狡賢く、学問は全く無く、些細なことを重視して大局を見なかつた。

⑦ 『毛詩』『尚書』(儒教經典)が嫌いであり、太学をはじめとして学校を縮小した。

⑧ 婦人の建言を採用し、皇太子をはじめ諸子を廢した。

⑨ 晩年、喜怒の変化が激しく、厳しい法を適用し、時に殺戮が度を越えることがあつた。

『本紀』では、皇帝描写として以上のような長所と短所が語られる。『隋書』の史官の評もほとんど同様の評価である。合わせて共通点を表にする以下の通りである。

長所として挙げられているのは、やはり「天下統一」である。南北統一の大業は「本紀」・「史臣曰条」ともに等しく称讚するところである。また、「儉約と善政」も共通している。これらの業績から、まずは「名君」として称讚すべきことが共通するのである。

短 所		長 所	
史臣曰条	高祖紀文帝評	史臣曰条	高祖紀文帝評
<p>素無_二術学_一。 <small>(学(經典)を好まない)</small> 聽_二哲婦之言_一、惑_二邪臣之說_一、溺_レ寵廢_レ嫡、託_二付失所_一。 <small>(婦人の言葉を用い、廢太子)</small> 無_二寬仁之度_一、有_二刻薄之資_一。 <small>(酷薄・過度の殺戮)</small></p>	<p>素無_二術学_一。 <small>(学(經典)を好まない)</small> 唯婦言是用、廢_二黜諸子_一。 <small>(婦人の言葉を用い、廢太子)</small> 逮_二于暮年_一、持法尤峻、喜怒不_レ常、過_二於殺戮_一。 <small>(酷薄・過度の殺戮)</small></p>	<p>禹貢所_レ圖、咸受_二正朔_一。 <small>(天下統一)</small> 躬節儉、平_レ徭賦、倉廩實、法令行。 <small>(儉約と善政)</small> 人物殷阜、朝野歛娛。二十年間、天下無事、区宇 <small>(天下無事)</small> 之内晏如也。 考_二之前王_一足_二以參_レ蹤盛烈_一。 <small>(名君の稱讚)</small></p>	<p>未_レ及_二三十年_一、平_二四海_一。 <small>(天下統一)</small> 務存_二節儉_一、令行禁止、上下化_レ之。 <small>(儉約と善政)</small> 自強不_レ息、朝夕孜孜、人庶殷繁、裕藏充實。 <small>(天下殷富)</small> 雖_レ未_レ能_二臻於至治_一、亦足_レ稱_二近代之良主_一。 <small>(名君の稱讚)</small></p>

一方、短所は、「学(經典)を好まないこと」や、晩年の「酷薄な性情から殺戮が過ぎたこと」などが共通する。すなわち、儒学者を師として学ぶことを嫌い、残虐な刑罰が過剰に行われ

たことを批判しているのである。また、「哲婦」の言葉を信じて、廢太子を行い、煬帝を立太子したことが共通して挙げられ、結果として隋滅亡・天下喪失の次第となったことを批判するのである。すなわち、高祖の最大の功績は天下統一であり、同時に最大の誤りは、廢太子によって隋を滅亡に導いたことなのであった。「史臣曰条」には、「迹_二其衰怠之源_一、稽_二其乱亡之兆_一、起_二自高祖_一、成_二於煬帝_一、所_二由来_一、遠矣、非_二一朝一夕_一」とあり、隋滅亡の原因は高祖から始まり煬帝で完成したと批判している。すなわち高祖は、

「天下統一を達成した名君／天下喪失を導いた暗君」

(肯定的側面) (否定的側面)

という、両極端の評価を持つ皇帝なのであった。かつて誰もがなしえなかった天下統一を達成した人物は、通常の人物としては描かれなかった。聖帝というだけでもない、悪帝というだけでもない、善いものと悪いものを同時に抱えている、異常な人物として描き出されていたのである。善悪を同時に体現する皇帝、これこそが、天下統一を果たし、やがて「開皇律令」を施行し、そのことによって八世紀東アジア律令世界の起原者となった皇帝の姿なのであった。ほとんど神話的な思考に拠るかのような、あるいは両義性を保持している神であるかのような、善悪双方を同時に抱え持つ両極端な起原者の姿が現れているのであった。

「雄略紀」の遺詔は、この天下統一の「近代之良主」を想起させつつ、その上で最大の誤りである後継者選定の部分を改変している、ということができよう。高祖と同じ遺詔を述べなが

ら、その最大の過ちの部分改めているのである。改めることで、おそらくは「雄略」の天皇像を造形している可能性がある。ではどのように造形しているのか、「雄略紀」の検討が必要な次第である。

しかし、その前に、「本紀」「史臣曰条」がともに高祖の失敗点としてあげる廢太子事件を、双方は「哲婦之言」を許したためだと批判しているのである。

聽「哲婦之言」、惑「邪臣之說」、溺「寵廢嫡、託「付失所」
〔高祖紀〕史臣曰条。

すなわち、皇太子「勇」の廢太子から「広」(煬帝)への相続が高祖の責任なのか、それとも「婦人」の問題なのかということを確認しておく必要がある。高祖の皇后についての調査を以下に試みる次第である。

隋高祖の皇后は文獻独孤皇后であり、「隋書」「后妃伝」には、以下のようにある。

文獻独孤皇后、河南洛陽人、周大司馬河内公信之女也。
信見「高祖有「奇表」、故以「后妻焉、時年十四。A 高祖与「后相得、誓「無「異生之子」。① 后初亦柔順恭孝、不「失「

婦道」。后姉為「周明帝后」、長女為「周宣帝后」、② 貴戚之盛、莫「与「為「比」、而后每謙卑自守、世以為「賢。(中略)

突厥嘗与「中国「交「市」、有「明珠一箱」、價值八百万、幽州總管陰寿白「后市「之。后曰、非「我所「須也。当「今戎狄

屢寇、将「士罷勞、未「若「以「八百万「分「賞有功者」。百僚聞而畢賀。高祖甚寵憚「之。上每「臨「朝、后輒与「上方輦「

而進、至「闈乃止。③ 使「宦官伺「上、政有「所「失、隨則匡諫、

多所「弘益」。〔中略〕④ 后每「与「上言及「政事」、往往意合、
宮中稱為「三「聖」。

后頗仁愛、每「聞「大理決「囚、未「嘗不「流涕」。B 然性
尤妬忌、後宮莫「敢進「御。尉遲迥女孫有「美色」、先在「

宮中」。上於「仁寿宮「見而悅「之、因「此得「幸。后伺「上
聽朝、「陰殺「之。上由「是大怒、单騎從「苑中「而出、不

由「徑路」、入「山谷間「二十余里。高頴・楊素等追及「上、
扣「馬苦諫。上太息曰、吾貴為「天子」、而不「得「自由」。

高頴曰、「陛下豈以「婦人「而輕「天下」。上意少解、駐馬
良久、中「夜方始還「宮。后俟「上於閣内」。及「上至」、后

流涕拜謝、頴・素等和「解之。上置「酒極「歡、后自「此意
頗衰折。初、后以「高頴是父之家客」、甚見「親礼」。至「是、
聞「頴謂「己為「婦人」、D 因「此銜「恨。又以「頴夫人死、

其妾生「男、益不「善「之、漸加「譖毀」、上亦每「事唯后言
是用。后見「諸王及朝士有「妾孕者」、必勸「上斥「之。時皇

太子多「内寵」、妃元氏暴薨、后意「太子愛妾雲氏書「之。
由「是、E 調「上黜「高頴」、F 竟廢「太子」、立「晋王「広」、皆后

之謀也。

以上の記述は、皇后の長所と短所について具体的挿話を挙げつつ指摘しているものである。

◎長所

- ① 婦人として守るべき道を失わない。
- ② 一門隆盛なるも謙遜 ↓ 「賢婦」の称讃。
- ③ 高祖に諫言。多く民の為となる。
- ④ 高祖と政治を談じて、意見が合う。

⑤「宮中二聖」と称せらる。

◎短所

A 高祖に、他の女性と子をなさないことを誓わせる。

B 嫉妬が甚だしく、誰も後宮に女性を進められない。

C かつて高祖が見初めた女性を、嫉妬のあまり暗殺。

D 重臣高頌に「一婦人」と言われたことで恨む。

E 高祖に高頌を讒言して失脚させる。

F 高祖に調諭して「勇」を廢太子。(「広」立太子)。

すなわち、独孤皇后は希にみる「賢婦」でありながら、嫉妬のあまり重臣高頌と、彼が推す皇太子「勇」を失脚させた皇后なのであった。重臣高頌は、「隋書」卷四十一「高頌伝」に、

時太子勇失愛於上、潜有廢立之意。謂頌曰、晋王妃有神憑之、言王必有天下、若之何。頌長跪曰、長幼有序、其可廢乎。上默然而止。

とあり、高祖の「勇」廢太子に反対した重臣である。同伝の評には、「為二代名臣」・「治致昇平、頌之力也。論者以為真宰相」として、隋勃興から天下統一までの、最高の臣下であったとするのである。この高頌を「調諭」によって失脚させ、「勇」廢太子を実現したのは、他ならぬ皇后だったのである。良臣を遠ざけ、邪を苗床に植えていく悪女を彷彿とさせる皇后である。彼女は賢女であることも最上ながら、隋滅亡の直接の端緒ともなった廢太子を実行させる異常な嫉妬の持ち主なのであった。高祖と同じく、善悪ともに極端な性質の持ち主であり、いづれにしても過剰であったということである。

皇后が「諷」して、高祖が「廢」した結果が、天下滅亡だった

たのである。その選択について長く述べた高祖の遺詔、これを模倣するのが「雄略紀」の遺詔なのである。「雄略紀」の総まとめ記事である遺詔が、高祖と皇后の失敗を改めたのであれば、「雄略紀」は全体としてどのように雄略を改め語っているのだろうか。次章で見えてみよう。

三、調諭する皇后

周知のごとく、「雄略紀」に描かれた雄略像は、「有徳天皇」と「大悪天皇」という、肯定的側面と否定的側面を兼ねる両極端な天皇として描かれている。高祖に準えられていると述べてきた所以でもある。今、「雄略紀」の概略を示せば、以下の通りとなる。

即位前紀	雄略天皇の出自・性質	
即位前紀	眉輪王、安康天皇殺害。	宮内内事
即位前紀	八鈞白彦皇子らを殺害。	皇位継承闘争
即位前紀	円大臣宅の包囲殺害。	皇位継承闘争
即位前紀	市辺押磐皇子殺害。	皇位継承闘争
即位前紀	御馬皇子殺害。呪詛。	皇位継承闘争
即位前紀	即天皇位。	即位記事
即位前紀	群臣任命。	内政
元年	立后・諸子の系譜。	系譜記事
元年	童女君の「為皇女」。	宮内内事・建言
二年	百濟池津媛逃走。	内政
二年	百濟蓋園王の立王記事	分注・外交

二年	皇后建言。穴人部設置。	内政・建言
二年	史戸・河上舍人部設置	内政
二年	天下誹謗「大悪天皇」。	内政・天皇批判
三年	栲幡皇女の自経。	内政
四年	葛城山の狩。有徳天皇。	内政・天皇称讃
四年	吉野宮行幸。	内政
四年	蜻蛉の歌。地名起源。	内政
五年	葛城山の狩。皇后建言。	内政・建言
五年	軍君入京。	外交
六年	追瀬小野遊行。	内政
六年	少子部設置。	内政
六年	呉国貢獻	外交
七年	スガル、蛇を捕らえる。	内政・奇譚
七年	吉備下道臣前津屋誅殺。	内政
七年	任那国司任命。謀議。	外交
七年	渡来各氏に地を定める。	内政
八年	呉国発遣。	外交
八年	新羅・高麗の戦闘。	外交
九年	河内直香賜誅殺。	内政
九年	紀小弓宿禰ら新羅征討。	外交
九年	大伴室屋大連の建言。	外交・建言
九年	紀大磐宿禰の謀殺。	外交
九年	大伴室屋大連の建言。	外交・建言
九年	角臣賜姓。	内政
九年	埴輪の馬。	地方報告・内政
十年	呉国奉獻。鳥養人設置。	内政
十一年	川瀬舍人設置。	内政
十一年	貫信渡来。	外交
十一年	鳥養部設置。	内政
十二年	呉国発遣。	外交
十二年	木工鶏御田と諫言。	建言
十三年	齒田根命姦通。処罰。	内政
十三年	小麻呂征伐。	内政
十三年	木工猪名部真根の助命。	建言
十四年	呉人に地を定む。	外交
十四年	呉人に饗宴。	外交
十四年	根使主の悪事。	内政・建言
十五年	秦酒公に秦氏を委任。	内政
十六年	漢使主等に賜姓。	内政
十七年	贄土師部設置。	内政
十八年	伊勢朝日郎討伐。	内政
十九年	穴穂部設置。	内政
二十年	高句麗による百濟占領。	外交
二十一年	天皇によって百濟再興。	外交
二十二年	白髮皇子立太子。	内政・立太子
二十二年	浦島子。	地方報告・内政

二十三年	百濟文斤王の死。	外交
二十三年	天皇不 _レ 予。遺詔。	遺詔
二十三年	蝦夷反 _レ 乱、鎮 _レ 庄。	内政

「雄略紀」の記事を分類すれば、「内政三十二件」+「外交十七件」ということになる。これを「雄略紀」の特徴と述べるわけではないが、内政記事が多く、そのほとんどが部民設置記事というのは注意する必要がある。既に指摘されているように、律令体制に先立つ全国統治機構の整備がこのときであると語られているのが「雄略紀」なのである。すなわち、「律令前代」であると語られるのである。このことが示す雄略像とは、「強い権力発動の支配者」であり、「強権によって支配する政治が記されている」ものとみてよい。部民設置に伴う強権の発動は、「有徳」「大悪」という両極端の過剰な力を發揮する天皇によると考えられていたため、以上のような内政記事が多い「雄略紀」の構成になっているという指摘である。強権的な支配体制の確立は、善い部分もあれば悪い部分もあるのである。

一方で、外交記事が雄略以前の他の天皇紀よりも多いことについて、既に「雄略紀」構成のひとつの特徴として挙げられている。⑩「雄略紀」が東アジアにおいて中国・三韓諸国と主体的に関わる天皇の「歴史」を描いているのは、『日本書紀』総体の中での君権正当化を図っていることによるという指摘である。内部を統一して外部に関わっていく主体としての雄略像というわけである。内政・外交、ともに飛躍的に進歩したのが雄略の時代であると「雄略紀」は語るのと、まずは把握し

ておこう。

とはいえ、そのような常人離れした特別な天皇という雄略像を、「雄略紀」は具体的にどのようなように語ったのかという問題は、今なお検討する余地がある。すなわち内政と外交を飛躍的に向上させた雄略が、どのような天皇として描かれているかという問題については、内政・外交に準じてその数の多さを示す「建言（諷諫）」記事について考える必要を生むのである。というのは、建言（諷諫）については天皇の徳治を語る『日本書紀』だけの特徴だからである。⑪「徳治の天皇」という天皇像の構築を担うキーワードが多いことの理由について考えてみる必要がある。

允恭紀

天皇、皇后の奏言を納れらる。(一〇年)

雄略紀

皇后の諫奏を納れ、舍人の罪を赦さる。(五年)

秦酒君の琴をきき、鬮鷄御田の罪を赦さる。(十二年)

同伴巧者の請を納れ、猪名部真根の刑を赦さる。(十三年)

君主に対する建言、すなわち「諷諫」は、有徳の君主による徳治主義の表われである。この記事が「雄略紀」に集中していることは見逃せない。しかしその前に、諷諫とは何かを確認しておく。⑫「芸文類聚」「人部八・諷」項に以下のようにある。

毛詩曰、上_レ以_レ風化_レ下、下_レ以_レ風刺_レ上、主_レ文而諷諫、

言_レ之者無_レ罪、聞_レ之者足_レ以_レ戒_レ。故曰_レ風。

文章を主として教え諫めることを示すものである。君主が臣下に対して教戒する場合も含むが、多くの場合は臣下が君主を

諫めるものに用いられているようである。というのは、『芸文類聚』の以下の具体例について、それが臣下から君主への諫めであることが示されるためである。

国語曰、晋平公射鵝。使豎縛之。不_レ得。公怒将_レ殺之。叔向曰、君必殺_レ之。吾先君唐叔、射_レ兕于徒林、以爲_レ大甲、所_三以封_二于晋_一。今君嗣_二唐叔_一、射_レ鵝不_レ得、是揚_二吾君之恥_一、速殺_レ之。無_レ令_二遠聞_一。君_二忸怩乃赦_レ之。晋の平公が、鵝を狩ったとき、獲物を取り損なつた臣下の処刑命令を出した。そこで叔向という家臣が「臣下を必ず殺しなさい」と諫めた。「あなたの祖先は巨大な獣を狩る武勲を得たことで、晋公となりました。ところがその子孫であるあなたは矮小な鵝すら獲れないのです。これはあなたの恥になりますから、その臣下が誰かに噂する前に殺すのです」というわけである。平公は恥じて処刑命令を取り消したという。また、

列子曰、晋文公出会、欲_レ伐_レ衛。公子鉏、仰而笑_レ之。公問_二何故笑_一。对曰、笑_二臣之鄰人_一也。臣之鄰人、有_下送_二其妻_一、適_二私家_一者_上、道見_二桑婦_一、悦_而与_レ之_レ言。顧視_二其妻_一、亦有_二招_レ之者_一。臣竊歎_レ之也。公乃止。

とあるのは、晋の文公が他国侵略を企図したとき、公子の鉏が、他家の娘に気を取られている隙に、自分の妻が他人に口説かれていたという寓話を用い、侵略命令を撤回させた故事である。侵略のために隙を作ると別の国に侵略の機会を与えると諫めたのである。

以上の『芸文類聚』の例を鑑みるに、諷諫には特定の型があることに気づくであろう。

国語の故事

- ① 鳥を得なかつた臣下 ↓ 処刑命令
- ② 臣下による諷諫（比喩・例え話）
- ③ 処刑をやめる

列子の記事

- ① 他国侵略を命令
- ② 臣下による諷諫（比喩・例え話）
- ③ 侵略を撤回

すなわち、まず①事件の勃発があり、②臣下による諷諫があり、結果として③助命・撤回が語られるという型である。

- ① 事件の勃発 ↓ 戦争・処刑命令
- ② 臣下による諷諫（比喩・例え話）
- ③ 助命・撤回

「諷諫」という漢籍由来の事項が語られているとするならば、まずはこの型に沿って確認していく必要があるだろう。このことを確認した上で、「雄略紀」の諷諫記事を検証していこう。

（十二年）冬十月癸酉朔壬午、天皇命_二木工鷄御田_一（一本云、猪名部御田、蓋誤也）、始起_二樓閣_一。於是、御田登_レ樓。疾走_二四面_一、有_レ若_二飛行_一。時有_二伊勢采女_一、仰觀_二樓上_一、怪_二彼疾行_一、顛_二仆於庭_一、覆_二所_レ擊_レ饌（饌者、御膳之物也）。天皇便疑_二御田奸_二其采女_一、自念_レ將_レ刑、而付_二物部_一。時秦酒公侍_レ坐。欲_下以_二琴声_一、使_レ悟_二於天皇_一。横琴_レ彈曰、（中略）。於是、天皇悟_二琴声_一、而赦_二其罪_一。

- ① 事件の勃発・処刑命令…采女姦通の疑い・処刑命令

② 臣下による諷諭：秦酒公、琴と歌を奏上

③ 助命・命令撤回：処刑命令撤回

木工鶏御田が樓閣建築のために飛ぶように作業するのを見た伊勢采女は、倒れてしまう。これを姦通と勘違いした雄略天皇により、御田の処刑が命じられる。時に秦酒公が琴の声と歌とを奏上し、天皇は「悟」り、処刑を赦したとするものである。

(十三年) 秋九月、木工猪名部真根、以石為質、揮斧斲材。終日斲之、不誤傷刃。天皇遊詣其所、而怪問曰、恒不誤中石耶。真根答曰、竟不誤矣。乃喚集采女、使脱衣裙、而著犢鼻、露所相撲上。於是、真根暫停、仰視而斲。不覺手誤傷刃。天皇因噴讓曰、何処奴。不畏朕、用不貞心、妄輒輕答。仍付物部、使刑於野。爰有同伴巧者、歎惜真根、而作歌曰、(中略)。天皇聞是歌、反生悔惜、喟然頽歎曰、幾失人哉。乃以赦使、乘於甲斐黑駒、馳詣刑所、止而赦之。用解微纒。

① 事件の勃発：処刑命令：真根、軽率な発言：処刑命令
② 臣下による諷諭：同伴巧者、歌を奏上

③ 助命・命令撤回：処刑命令撤回

木工猪名部真根が石を台にして斧をふるい、石に斧を当てて刃をこぼすということがなかった。そこで天皇が一度も誤らないかと訊ねると、誤らないと答えたので、天皇は采女に裸で相撲を取らせた。それを見ていた真根は誤って刃をこぼした。そこで天皇は懼れずに軽言したことを咎め、処刑命令を出した。同伴の者が歌を歌うと、天皇は悔い惜しみ、処刑命令を撤回し

たというもの。

まずは「雄略紀」の両例は、諷諭の叙述形式に適合していると見ていいだろう。すなわち、諷諭が機能しているということである。このとき、歌(諷の歌)が媒介となっていることに注意したい。このことは、「琴の声にこもる神の言葉を歌に直して天皇に伝えた」と解されるのである」とも指摘されるように、雄略は神の言葉の意味を確かに聞き届ける天皇であったのである。このことは、早くから「雄略帝は怒りを鎮める歌の起源をなす御方」と指摘されるように、雄略のひとつの特徴であった。ただし、ここでいう「神の言葉」が語られている場面は、「雄略紀」全体にあつては、漢籍の諷諭の叙述形式に収められていることを見届けたい。すなわち、雄略は諷諭を聴き、戒めを理解し、怒りを収める天皇である、ということである。「雄略紀」はそのように雄略の徳治を語るなのである。

そして、諷諭という視点から見た場合は、諷諭となるのが歌だけではないという点である。

五年春二月、天皇校狩于葛城山。靈鳥忽来。其大如雀。尾長曳地。而且鳴曰、努力努力。俄而見逐、噴猪、從草中暴出逐人。狩徒緣樹大懼。天皇詔舍人曰、猛獸逐人則止。宜逆射而且刺。舍人性懦弱、縁樹失色、五情無主。噴猪直来、欲噬天皇。天皇用弓刺止、拳脚踏殺。於是、田罷、欲斬舍人。舍人臨刑、而作歌曰、(中略)皇后聞悲、興感止之。詔曰、皇后不與天皇、而顧舍人。对曰、国人皆謂陛下、安野而好獸。無乃不可乎。今陛下以噴猪故、而斬舍

人。陛下譬無_レ異_ニ於豺狼_一也。天皇乃与_ニ皇后_一上_レ車焮。呼_ニ万歳_一曰、樂哉。人皆狩_ニ禽獸_一。朕狩得_ニ善言_一而焮。

こもまた、諷諭の叙述形式をもつ。すなわち、

① 飛び出してきた猪 → 舍人に仕留めるよう命令 → 舍人失態 → 処刑命令

② 舍人の歌 → 皇后、悲しむ → 皇后諫言

③ 舍人処刑命令撤回 → 善言を得たと喜ぶ

というものである。このときの皇后の諫言、すなわち、安野而好獸。無乃不_レ可乎。今陛下以_ニ噴猪故_一、而斬_ニ舍人_一。陛下譬無_レ異_ニ於豺狼_一也。

には出典がある。『芸文類聚』「産業部・田狩」項である。

莊子曰、梁君出狩、見_ニ白鴈群_一。下穀_ニ弩欲_レ射_レ之、道有_ニ行者_一。梁君謂_ニ行者_一止。行者不_レ止、白鴈群駭。梁君怒、欲_レ射_ニ行者_一。其御公孫龍止_レ之。梁君怒曰、龍不_レ与_ニ其君_一、而顧_ニ他人_一。対曰、昔宋景公時、大旱。卜_レ之。必以_ニ人祠_一乃雨。景公下_レ堂、頓首曰、吾所_ニ以求_一雨、為_レ民也。今必使_ニ吾以_レ人祠_一乃雨。將_ニ自当_レ之。言未_レ卒而大雨。何也。為_レ有_ニ德於天_一、而惠_ニ於民_一也。君以_ニ白鴈故_一、而欲_レ射_レ人、主君譬_レ人無_ニ異_ニ於豺狼_一也。梁君乃与_ニ龍上_レ車焮、呼_ニ万歳_一曰、樂哉。人狩皆得_ニ禽獸_一。吾狩得_ニ善言_一而焮。

この故事もまた、

① まさに鳥を撃つとき、人が通つて鳥が逃げる → その人を処刑しようとする

② 御者公孫龍による諷諭

③ (処刑命令撤回) → 善言を得たと喜ぶ

という諫言の叙述形式に沿っている。重要なのは、皇后の諫言の言葉には典拠があり、その出典部分も諷諭の文脈であるという点である。

『日本書紀』全体を通して、皇后の発言が掲載される例を検証すると、その発言に出典がある例は当該条のみである。すなわち、皇后の発言に、漢籍の典拠がある『日本書紀』唯一の事例なのである。しかも、天皇を「豺狼」に譬えるなどという発言をしながらも、「無罪」であるばかりか、むしろ称讃されるというものである。まさに諷諭が機能していると言つていいだろう。

漢籍を踏まえた発言が皇后の発言として叙述されている唯一の例であるということは、皇后が漢籍の知識を持つ者として語られているということである。皇后は、漢籍の故事に拠つて諷諭したと「雄略紀」は語るのであり、これを雄略は称讃するのである。雄略の政治に対して発言し、雄略によって称讃されている、これこそが「雄略紀」が描く雄略皇后の姿なのであり、このような皇后すなわち賢婦の諷諭を聴く天皇としての雄略が描かれているのである。雄略は諫言を聴く天皇であり、その戒めを理解し、行動を改める天皇なのであった。¹⁰⁾

その諷諭を奏上する者のうち、雄略皇后は漢籍の故事を引いて諷諭する「賢婦」であった。これは、高祖が「哲婦」たる皇后の言葉を正しく判断することができずに、誤つて廢太子した姿とは異なり、雄略は「賢婦」の諷諭を正しく聴き、かつ、後継者選定を誤らない天皇として、「雄略紀」によつて描かれて

いるのである。

雄略天皇は高祖のように肯定的側面と否定的側面を過剰に抱えつつも、律令体制の前夜たる「近代」に当たたる「部民」機構を整備し、かつ皇后の言葉を諷諭として理解し反省し、同時に後継者選定を誤らなかつた天皇として描かれているのである。雄略は、いわば「完璧な高祖」であり、「完璧な近代之良主」なのである。このことは、「雄略紀」が「高祖紀」と対比的に描かれることによつて構成される雄略像なのであった。

おわりに

以上ここまで、「雄略紀」が『隋書』『高祖紀』の遺詔を典拠とした問題について論じてきた。これを『日本書紀』編述者の発想か否かとする視点については、そもそも『隋書』がそのような対比を目的として作られているという指摘を逃してはならないだろう。すなわち、かつて唐第二代皇帝李世民が臣下と「隋が滅んだ理由は何か」を議論した際、『隋書』編者魏徵が後に上書して、隋の栄枯盛衰の理由を論じる中で、「殷が鑑としたのは直前の商でした。今の世ならば、隋を鑑とすれば、王朝の栄枯盛衰を知ることができましよう」と述べたのである。故に、魏徵が主な編者となつた『隋書』には、「隋をもつて後の世の鑑となす」の思想が端的に表れているのである。

「以古為鏡」、これが『隋書』編纂の理由である。そして「以隋為鑑」をもつて王朝を草創していく唐（現王朝）がある。隋を継ぐ者は、隋を鑑とする。これこそが、『隋書』を継ぐ史官の動機の一つとも言えよう。「雄略紀」は『隋書』を鑑とす

る史書なのである。肯定的側面と否定的側面を過剰に抱えつつも、高祖の欠点を改めている完璧な「近代之良主」を描き出すこと、これこそが鑑の史書たる「雄略紀」が語る雄略の「歴史」なのであった。

『日本書紀』が、前天皇が弑殺されるという危機的状況の中で即位した雄略に対して、律令前代の「近代之良主」を重ねていることは、そこに時代の区切りを見ていると読解して良いだろう。しかし、それは所謂「易姓革命」などというものではなく、『日本書紀』全体に占める陰陽の移り変わりという「理」においてである。すなわち、聖帝（仁徳）でも悪帝（武烈）でもない、その中間の陰陽双方を兼ね備える「混沌」が、今一度出現しているという水準での「起源」であることは付記しておこう。

注(1) 河村秀根・益根『書紀集解』（一九六九年九月臨川書店）、

および小島憲之『上代日本文学与中国文学』（一九六二年九月塙書房）の指摘に拠る。

(2) 榎本福寿『日本書紀』雄略天皇条の所伝と天皇の遺詔（前）（『上代文学』第七十八号一九九七年四月）。

(3) 前掲注(2)論文。

(4) 出典部分に実意があることについては、毛利正守「日本書紀冒頭部の意義及び位置づけ―書紀における引用と利用を通して―」（『国語と国文学』第八十二巻第十号二〇〇五年十月）が述べている。

(5) 『日本書紀』のテキストは日本古典文学大系『日本書紀』（一九六五年七月―一九六七年七月岩波書店）に拠り、訓点を一部私に改めた。『隋書』は中華書局本に拠る。いず

- れも旧字は新字に改めた。
- (6) 前掲注(2) 論文。
- (7) 傍線部Bは校異箇所であり、当該「儲君」は前田本・宮内庁本に無い。決して小さくない問題だが、主旨から逸れる問題となるため、今回は省略した。
- (8) 前掲注(2) 論文。
- (9) 青木周平「巻第十四 雄略天皇」(『歴史読本 52(12)』(二〇〇七年十一月 新人物往来社)) 掲出の一覧を参考にしながら、今回改めて作成した。
- (10) 長野一雄「雄略記の神人交流伝承」(『古事記の文芸性』古事記研究大系8(一九九三年九月 高科書店))。
- (11) 前掲注(2) 論文。
- (12) 呉哲男「雄略天皇」一条の構想」(『古代日本文学の制度的研究』(二〇〇三年二月 おうふう))。
- (13) 梅澤伊勢三「大陸化された古伝説の再国粹化と神孫王者観の主張」(『記紀批判』(一九六二年三月 創文社))。
- (14) 表は、前掲注(13) 梅澤論掲出の恩赦・納諫・行賞記事一覧から、納諫記事部分のみを抄出したものである。
- (15) 『芸文類聚』のテキストは中華書局本に拠る。旧字は新字に改めた。
- (16) 居駒永幸「古事記の歌と琴歌譜」(『古代の歌と叙事文芸史』(二〇〇三年三月 笠間書院))。
- (17) 折口信夫「万葉集講義」(『折口信夫全集』第九卷(一九五五年十一月 中央公論社))。
- (18) 前掲注(5) 古典大系頭注の指摘。
- (19) このことは、小川靖彦「持統系皇統の始祖としての雄略天皇」(『日本女子大学紀要』五十二号 二〇〇二年)の卓

見「優れた皇后との共治の起源を語るものでもある」とも
 対応しよう。

- (20) 前掲注(5) 『隋書』解題に拠る。
- (21) 拙稿「鶴鶴」という名の「天皇」——鳥名と易姓革命——
 (『日本文学』VOL.57 No.2 二〇〇八年二月)。

* 本稿は二〇一〇年度古代文学会二月例会において口頭発表
 したものである。席上、ご意見を賜った諸氏に深謝申し上げる。